

令和5年度

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和5年7月27日

石巻市農業委員会

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年7月27日 午前 9時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 3 議案第 1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 9 議案第 7号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（16名）

2番	山田	慧子	委員	3番	安部	秀逸	委員
4番	佐々木	文彦	委員	5番	佐藤	克美	委員
7番	武山	勝	委員	9番	伏見	さと子	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
12番	岡田	正男	委員	13番	今野	真理	委員
14番	後藤	嘉伸	委員	15番	前野	利春	委員
16番	今野	勝夫	委員	17番	日野	智	委員
18番	伏見	晃也	委員	19番	三浦	孝一	委員

欠席委員（3名）

1番	近藤	茂	委員	6番	高橋	由佳	委員
8番	高橋	千代恵	委員				

出席農地利用最適化推進委員（16名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
31番	渡邊	孝彦	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部	正展	委員

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

30番	佐藤	晴夫	委員	32番	高橋	信一	委員
36番	西條	健一	委員	37番	榎田	有司	委員

説明のため出席した者

阿部 貴俊 農林課
農業振興係長

事務局職員出席

渋谷 幸伸 事務局長 斉藤 雄浩 事務局次長

渡 辺 和 子 事 務 局 長 補 佐
兼 農 地 係 長
佐 藤 友 人 主 査
山 本 万 里 主 任 主 事

村 上 浩 則 主 幹
石 崎 智 章 主 任 主 事
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和5年度第4回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たり、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午前9時34分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は16名であります。近藤茂農業委員、高橋千代恵農業委員、高橋由佳農業委員、佐藤晴夫推進委員、高橋信一推進委員、榊田有司推進委員、西條健一推進委員から欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号13番今野真理委員、14番後藤嘉伸委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知について及び報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は1ページから2ページを御覧ください。今月の受理件数は6件で、解約の理由は借人の都合によるものが2件、貸人の都合によるものが4件でございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は3ページから11ページを御覧ください。今月の受理件数は19件で、解約の理由は所有権移転のためが6件、借人の都合によるものが5件、貸人の都合によるものが6件、耕作者変更のためが2件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号及び報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

議案書は12ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の説明をお願いいたします。

○阿部貴俊農林課農業振興係長 農林課の阿部と申します。それでは、座って説明させていただきます。

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明させていただきます。石巻市におきまして、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しているところであります。令和4年5月に基盤法の一部を改正する法律が成立したことから、宮城県の基本方針が一部変更となったために、本市の基本的な構想を変更するものです。基本構想に定めるものとされている事項に加え、新たに追加される項目及び変更箇所について別冊1及び別冊資料1に基づき説明させていただきます。

お手元の資料の議案第1号別冊1資料、新旧対照表の1ページをお開きください。第1章、農業経営基盤の強化の促進に関する目標ですが、文章下段の（4）、効率的かつ安定的な農業経営の育成ですが、改正された農業経営基盤強化促進法で令和7年3月末までに各地区において地域計画を策定すると定められたことにより、「人・農地プラン」という表現を「地域計画」へと変更しております。

次に、2ページを御覧ください。上段の3、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標の新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標ですが、燃料費の高騰等経費の増加が見込まれるため、「250万円」から「240万円」に修正しております。

続いて、3ページから12ページまでの個別及び組織経営体ごとの指標でございますが、この表中の生産方式にある「ほ場」という表記を「農用地」へと変更しております。

次に、13ページのほうに移らせていただきます。13ページ下段、14ページ上段ということで、第2章の2、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標について、改正前は第3章でしたが、今回第2章の2となり、さらに就農後5年後までの目標等について記載しております。

14ページから16ページのほうに移らせていただきます。14ページから16ページ中段までですが、今回第3章、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項を新

設しております。1、農業を担う者の確保及び育成の考え方、2、市が主体的に行う取組、3、関係機関との連携・役割分担の考え方、4、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供、以上の4つの項目で農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入れ態勢の確保、関係機関との役割分担、連携の考え方、本市が主体的に行う就農促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの説明となっております。

16ページのほうをお開きください。第4章、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の利用関係の改善に関する目標の文中、「利用関係の改善」を「効率的かつ総合的な利用」に変更しております。

そして、1、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標については説明文を追加し、17ページから18ページにかけて効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標及び農業構造の指標の部分につきましても併せて変更しております。

なお、農用地の目標集積率を「80%」から「90%」に引き上げました。

18ページを御覧ください。第5章、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてです。宮城県の基本方針が一部改正され、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」から「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本事項」に変更となり、文言の整理を行いました。そして、19ページから24ページの本市の行う農業経営基盤強化促進事業として、①から⑤までの事業について項目の新設、番号の変更、認定様式の変更、根拠法令の読み替え等を行っております。

そして、変更前の④、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業、⑤、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保事業につきましては、第3章、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に重複する部分が多く、今回第3章に統合することにより削除することといたしました。

そして、26ページ、27ページの部分の説明は割愛させていただきます。

以上で、簡単ではございますが、内容の説明を終わらせていただきたいと思います。

今後のスケジュールといたしましては、意見聴取後、最終案を作成し、石巻市農政対策審議会への諮問、答申、県との協議、同意を経て基本構想の公告となりますが、現在9月公告に向けて事務を進めております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） 事務局、どうぞ。

○斉藤雄浩事務局次長 ただいま農林課から説明がありましたが、私から補足説明をさせていただきます。

今回変更する基本構想は、認定農業者の登録や利用集積計画の策定などの際に用いられる指針となっております。主な変更内容といたしましては、今説明がありましたとおり、各種文言及び条項の修

正に加えまして、農業者支援のための関係機関による連携、役割分担等について明記しております。また、新規就農者の年間所得金額の引下げ、農業用地の利用集積率の引上げなど、現状に即した目標数値の変更を行う内容となっております。

なお、本案件につきましては、今月18日、19日に開催された農家相談委員会及び農地調査委員会において事前説明を実施していることを申し添えます。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課による説明及び事務局からの報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでございました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の13ページ、位置図につきましては16ページを御覧願います。申請地は、農業振興地域外の土地で、震災で耕作不能となった土地でございます。

次に、番号2、議案書は13ページ、位置図は17ページでございます。申請地は、農振農用地の区域外の土地で、昭和47年に納屋を建築し、その通路及び駐車場として利用してきたものでございます。非農地となってから20年以上経過した土地です。

次に、番号3、議案書は14ページ、位置図は17ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地で、平成13年に隣接地に自宅及び工場を建築したときから、その通路及び駐車場として利用してきたものです。非農地となってから20年以上経過した土地です。

次に、番号4、議案書は14ページ、位置図は18ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地で、昭和45年頃に自宅を建築し、住宅敷地として利用してきているものでございます。非農地となって20年以上経過した土地です。

次に、番号5及び番号6、議案書は14ページと15ページ、位置図は19ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地で、平成11年に払下げを受けた土地であります、そのときから農地ではござ

いませんでした。非農地となってから20年以上経過した土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

7月19日開催の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査等を行い、慎重審議いたしました結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

議案書は20ページです。番号1番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積964㎡です。

番号2番、譲渡人の営農困難のための贈与です。申請地は、畑4筆、面積5,317㎡です。

番号3番、議案書は21ページです。譲受人の規模拡大のための贈与です。申請地は、田1筆、面積1,021㎡です。

番号4番、議案書は21ページから22ページです。譲渡人の営農困難のための売買です。申請地は、田10筆、面積6,763㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐々木洋副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農家相談副委員長 それでは、ご報告いたします。

7月18日開催の農家相談委員会において、現地調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

議案書の23ページ、位置図は24ページを御覧願います。申請地は、平成27年4月17日に転用が許可されました。しかし、経営者の病気等により事業を一時中断、その後公共事業等による現場事務所敷地として賃貸を行ってきました。その後、コロナ禍等による社会情勢の変化に対応するため、従業員駐車場等に計画を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、慎重審議いたしました結果、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の25ページ、位置図は26ページを御覧願います。事務所の資材置場及び駐車場とするための転用です。農地区分は、北側に10ha以上の規模の農地の広がりが見られ、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、現地は既に駐車場等の事務所敷地として利用されておりますことから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の27ページ、位置図は32ページを御覧願います。駐車場敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号2、議案書の27ページ、位置図は33ページです。住宅建設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の27ページ、位置図は34ページです。倉庫、駐車場、資材置場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号4、議案書の28ページ、位置図は35ページです。太陽光発電事業用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号5、議案書の28ページ、位置図は36ページです。太陽光発電事業用地とするための転用です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

次に、番号6、議案書の29ページ、位置図は37ページです。太陽光発電事業用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号7、議案書の29ページ、位置図は38ページです。太陽光発電事業用地とするための転用です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

次に、番号8、議案書の30ページ、位置図は39ページです。従業員の福利厚生に係る公園を整備するための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案8件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案8件について許可相当の意見を付して宮城県に進達

することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

別途配付しております令和5年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、一覧表の1ページから2ページを御覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については25件で135筆、17万4,852.53㎡です。貸借期間は10年から10年5か月で、10a当たりの賃借料は、水田利用で使用貸借及び1万円から1万8,000円、米による物納は60kgから90kg、畑地利用では使用貸借となっております。

次に、3ページを御覧願います。所有権移転については1件で4筆、面積は1万6,436㎡です。10a当たりの売買価格は、35万円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の25件及び所有権移転の1件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は40ページから56ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案一括方式25件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は57ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第4回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午前10時06分 閉会